

平成 26 年度

市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど

坂戸市

目 次

1.	税務行政機構等	1
(1)	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
(1)	個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
(2)	市民税納税義務者数の推移	4
(3)	個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
(4)	平成26年度個人市民税賦課状況	6
(5)	課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
(6)	年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
(7)	年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
(8)	産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
(1)	土地・家屋別納税義務者数の推移	12
(2)	償却資産納税義務者数の推移	12
(3)	固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
(4)	固定資産税の決定価格等の内訳	14
(5)	償却資産の決定価格等の内訳	14
(6)	都市計画税納税義務者数の推移	15
(7)	都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
(8)	都市計画税の決定価格等の内訳	15
(9)	土地・地目別集計表	16
(10)	木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	20
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)	21
(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	22
5. 徴 収	23
(1) 年度別市税決算額	24
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	25
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	26
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	27
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	28
(6) 口座振替利用状況	29
(7) コンビニ収納状況	30
(8) 年度別差押財産状況の内訳	30
(9) 督促状発付状況	31
6. その他	32
(1) 市税の税率及び納期等の一覧表	33・34

1. 稅務行政機構等

(1) 税務機構及び事務分掌

(平成26年7月1日現在)

部名	課名	担当名	課長	副課長	課長補佐	係長	担当	計	事務分掌
総務部	課税課		1	1				2	課の総括
		税制担当				1	2	3	1 税務事務の総合調整に関する事 2 軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関する事 3 法人市民税の賦課に関する事 4 個人市県民税の賦課に関する事 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事 6 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に関する事 7 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事 8 税の諸証明の発行に関する事
		市民税担当			1	2	7	10	
		土地担当				1	4	5	
		家屋担当				2	5	7	
		計	1	1	1	6	18	27	
			1					1	課の総括
	納税課	管理担当			1	1	2	4	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事 2 市税の過誤納金の還付に関する事 3 市税の口座振替に関する事 4 市税の督促に関する事 5 納税証明に関する事 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事 8 差押財産等の換価に関する事 9 納税相談に関する事
		徴収第1担当				2	1	3	
		徴収第2担当			1	3	2	6	
		特別整理担当			1	3	2	6	
		計	1		3	9	7	20	
総計		2	1	4	15	25	47		

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

各1月1日現在

年度		22	23	24	25	26
区分						
人口	男	50,842	50,887	50,928	50,746	50,817
	女	50,398	50,367	50,361	50,272	50,252
	計	101,240	101,254	101,289	101,018	101,069
世帯数		41,853	42,201	42,582	42,482	42,960

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

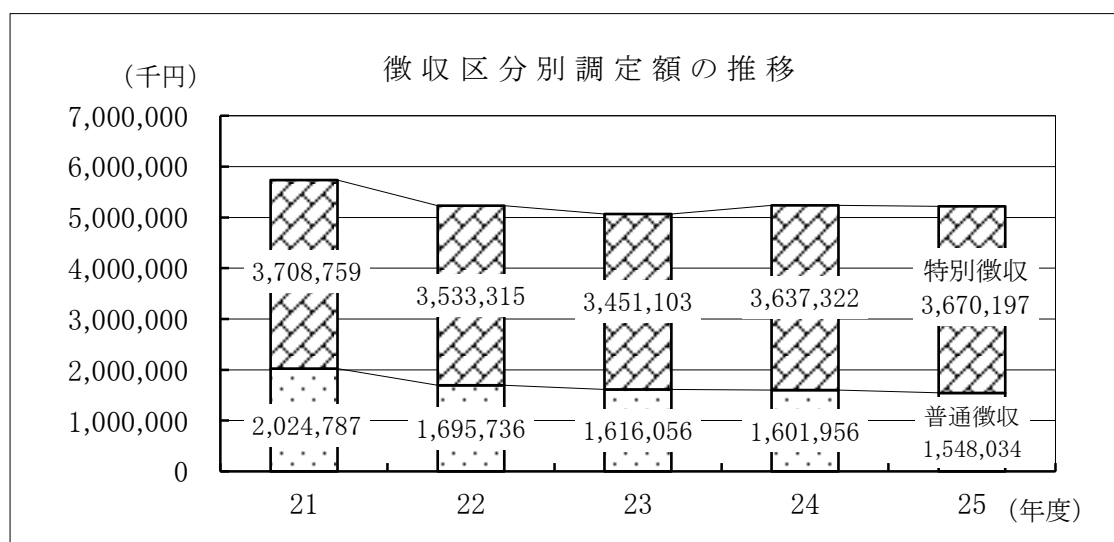
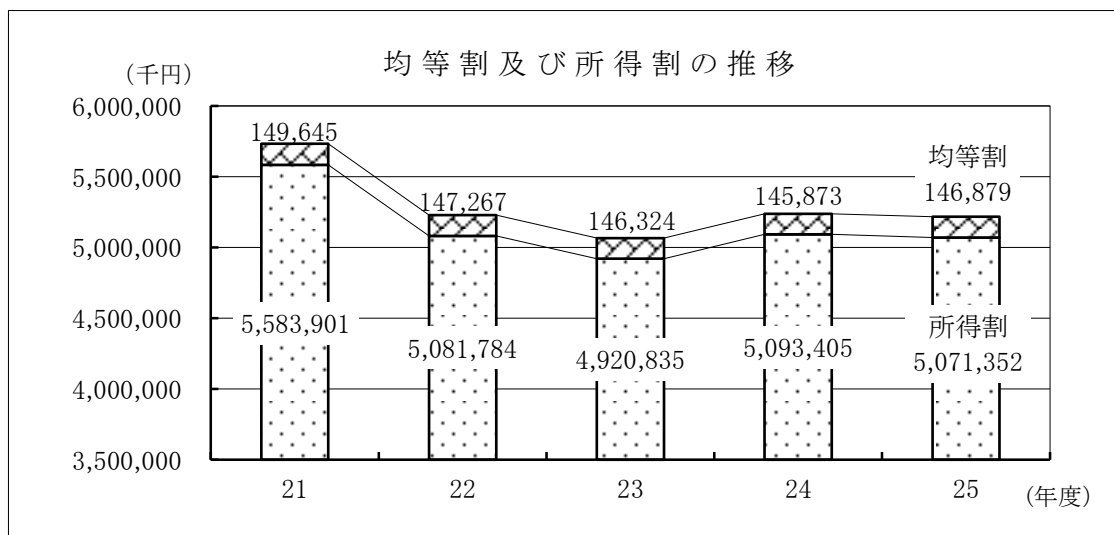
年度		22	23	24	25	26	
区分							
個人	均等割+所得割	44,337	44,102	44,110	44,466	44,625	
	均等割のみ	4,200	4,140	4,080	4,149	4,281	
	計	48,537	48,242	48,190	48,615	48,906	
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	17	15	15	13	16
		第8号	2	3	3	4	3
		第7号	101	98	99	99	94
		第6号	20	19	19	18	20
		第5号	66	69	69	75	70
		第4号	25	24	24	26	23
		第3号	272	265	265	256	254
		第2号	15	18	18	15	16
		第1号	1,513	1,497	1,498	1,493	1,516
計	2,031	2,008	2,010	1,999	2,012		

※第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各3月31日現在 単位:千円)

年度		21	22	23	24	25
区分						
普通徴収	均等割	68,684	58,054	56,861	54,880	53,731
	所得割	1,956,103	1,637,682	1,559,195	1,547,076	1,494,303
	小計	2,024,787	1,695,736	1,616,056	1,601,956	1,548,034
特別徴収	均等割	80,961	89,213	89,463	90,993	93,148
	所得割	3,627,798	3,444,102	3,361,640	3,546,329	3,577,049
	小計	3,708,759	3,533,315	3,451,103	3,637,322	3,670,197
調定額	均等割	149,645	147,267	146,324	145,873	146,879
	所得割	5,583,901	5,081,784	4,920,835	5,093,405	5,071,352
	合計	5,733,546	5,229,051	5,067,159	5,239,278	5,218,231

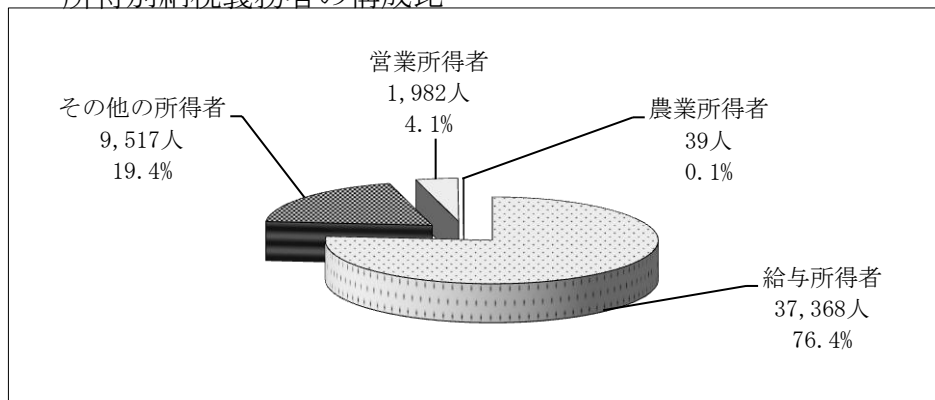


(4) 平成26年度 個人市民税賦課状況

(平成26年7月1日現在)

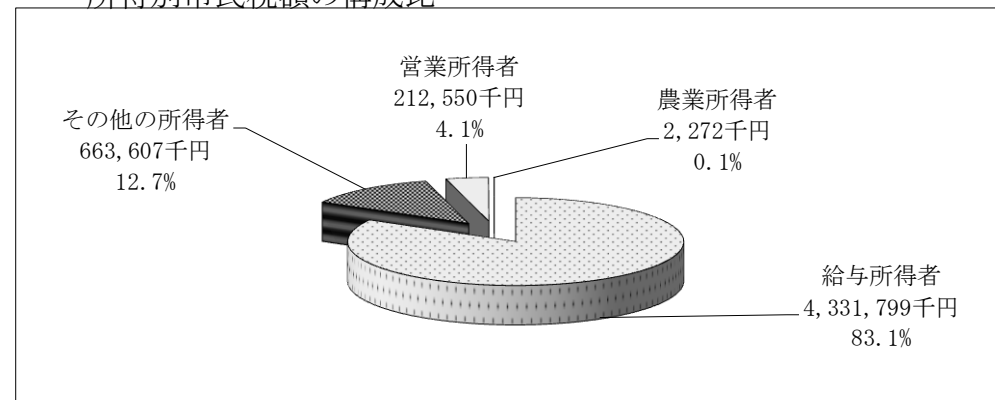
区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
	A (人)	B (千円)	C (人)	D (千円)	E (千円)	(人)	(千円)		
給与所得者	2,267	7,935	35,101	122,854	4,201,010	37,368	4,331,799	116	83.1
営業所得者	296	1,036	1,686	5,901	205,613	1,982	212,550	107	4.1
農業所得者	11	39	28	98	2,135	39	2,272	58	0.1
その他の所得者	1,707	5,975	7,810	27,335	630,297	9,517	663,607	70	12.7
計	4,281	14,985	44,625	156,188	5,039,055	48,906	5,210,228	107	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 48,906人

・所得別市民税額の構成比



市民税総額 5,210,228千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(平成26年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区分 給与所得 (人)	営業所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下	1,202	106	2	445	114	1,869
10万円を超え 100万円以下	9,733	598	14	4,439	83	14,867
100万円を超え 200万円以下	10,805	449	4	1,744	93	13,095
200万円を超え 300万円以下	6,543	234	4	458	57	7,296
300万円を超え 400万円以下	3,334	135	2	137	53	3,661
400万円を超え 550万円以下	1,879	65	2	92	35	2,073
550万円を超え 700万円以下	652	20	0	52	16	740
700万円を超え 1千万円以下	445	25	0	48	21	539
1千万円超	358	41	0	51	35	485
合計	34,951	1,673	28	7,466	507	44,625

※ 「課税標準額」

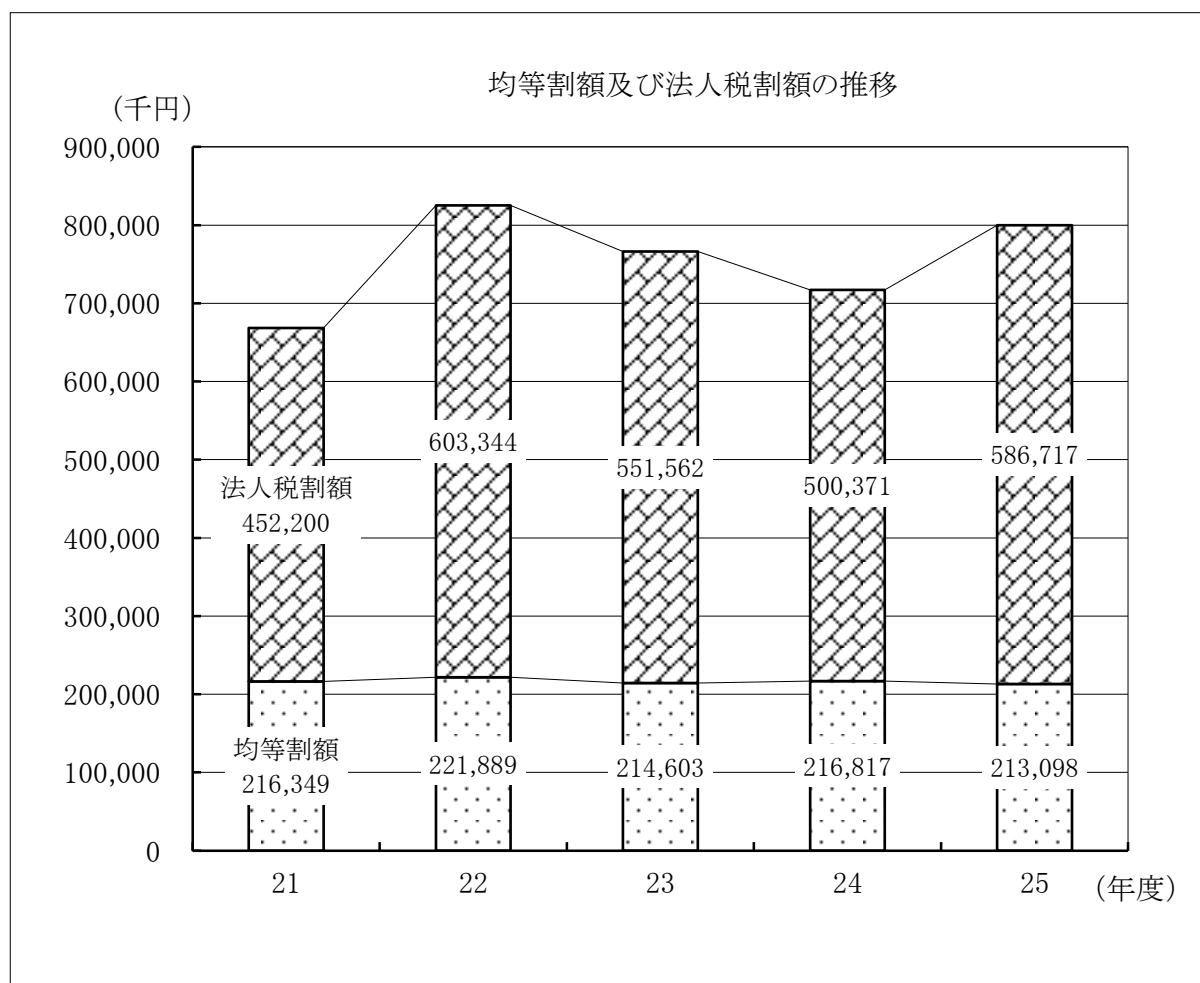
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度	21	22	23	24	25
均等割額	法人数 (社)		2,034	2,009	1,988	2,019	1,996
	調定額 (千円)		216,349	221,889	214,603	216,817	213,098
法人税割額	法人数 (社)		675	639	672	696	723
	調定額 (千円)		452,200	603,344	551,562	500,371	586,717
合計調定額 (千円)			668,549	825,233	766,165	717,188	799,815
合計税額の対前年比 (%)			77.3	123.4	92.8	93.6	111.5



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

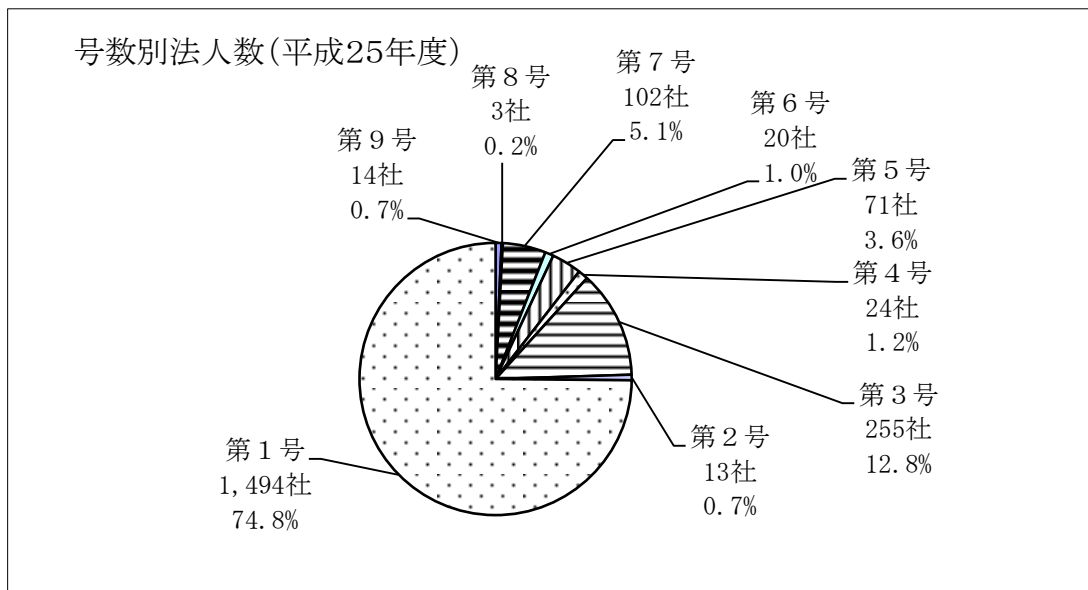
(各年度3月31日現在)

年度 区分	21	22	23	24	25
第9号	16社	17社	12社	14社	14社
第8号	1社	2社	5社	4社	3社
第7号	109社	104社	108社	105社	102社
第6号	19社	21社	19社	19社	20社
第5号	69社	72社	71社	71社	71社
第4号	25社	26社	23社	24社	24社
第3号	271社	271社	258社	257社	255社
第2号	15社	16社	15社	13社	13社
第1号	1,509社	1,480社	1,477社	1,512社	1,494社
合計	2,034社	2,009社	1,988社	2,019社	1,996社

※ 4ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは地方税法第312条並びに坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号	1億円を超え10億円以下	50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号	1千万円を超え1億円以下	50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号	上記以外	50人以下



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	24年度	25年度	前年比
第1次産業	312,800 円	275,700 円	88.1 %
農業	312,800 円	275,700 円	88.1 %
林業	0 円	0 円	0.0 %
漁業	0 円	0 円	0.0 %
第2次産業	263,874,400 円	375,778,500 円	142.4 %
鉱業	0 円	0 円	0.0 %
建設業	34,922,600 円	43,799,300 円	125.4 %
製造業	228,951,800 円	331,979,200 円	145.0 %
第3次産業	453,001,200 円	423,760,700 円	93.5 %
卸・小売業	174,341,500 円	147,404,100 円	84.5 %
飲食業	14,667,100 円	12,250,500 円	83.5 %
金融・保険業	67,828,700 円	82,522,900 円	121.7 %
不動産業	37,170,500 円	36,292,700 円	97.6 %
運輸・通信業	41,308,200 円	43,919,600 円	106.3 %
電気・ガス・水道業	13,743,100 円	9,640,100 円	70.1 %
サービス業	102,938,800 円	90,836,000 円	88.2 %
その他	1,003,300 円	894,800 円	89.2 %
計	717,188,400 円	799,814,900 円	111.5 %

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		22	23	24	25	26
個人	土地	24,008	24,390	24,592	24,824	25,102
	家屋	27,971	28,368	28,663	29,007	29,862
法人	土地	775	770	761	765	772
	家屋	709	715	713	716	738
合計	土地	24,783	25,160	25,353	25,589	25,874
	家屋	28,680	29,083	29,376	29,723	30,600

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		22	23	24	25	26
免税点以上	個人	42	97	119	133	140
	法人	659	671	666	673	673
	計	701	768	785	806	813
免税点未満	個人	196	210	218	227	240
	法人	868	859	847	844	837
	計	1,064	1,069	1,065	1,071	1,077
合計	個人	238	307	337	360	380
	法人	1,527	1,530	1,513	1,517	1,510
	計	1,765	1,837	1,850	1,877	1,890

※ 「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※ 「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限。

(同一人単位:土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度		22	23	24	25	26
区分						
固定資産税	土地	2,431,798	2,386,804	2,300,297	2,273,181	2,273,741
	家屋	2,517,813	2,598,818	2,364,237	2,426,496	2,500,081
	償却資産	999,365	965,520	649,533	868,008	842,160
	小計	5,948,976	5,951,142	5,314,067	5,567,685	5,615,982
交付金及び納付金		10,121	10,121	9,168	7,475	7,370
合計		5,959,097	5,961,263	5,323,235	5,575,160	5,623,352

※ 「調定額」

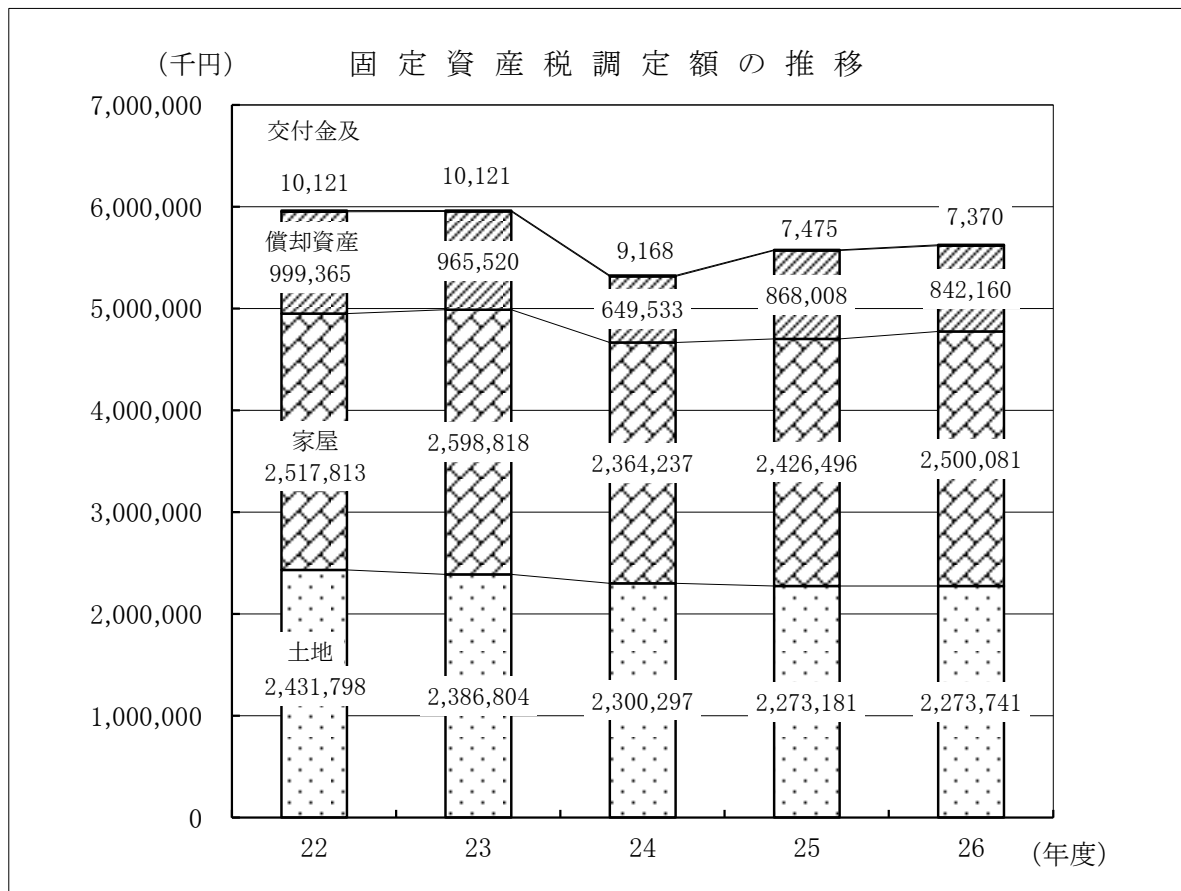
税収入の見込額。

※ 「交付金」

17ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。

※ 「納付金」

日本郵政公社所有の事業用資産に対して市町村に納付されたのもの
(平成16年度から19年度まで)



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(平成26年5月1日現在 単位:千円)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	25,874	77,105	26,798,683	460,334,956	64.7
	家 屋	29,984	33,230	5,243,908	185,496,019	26.2
	償却資産	813	-	-	62,041,113	8.7
	市評価分	799	-	-	35,711,871	5.0
	国・県配分	14	-	-	26,329,242	3.7
	小 計	56,671	110,335	32,042,591	707,872,088	99.8
免税点未満	土 地	2,414	3,688	1,461,575	960,509	0.1
	家 屋	616	750	33,101	52,771	0.0
	償却資産	1,077	-	-	429,207	0.1
	市評価分	1,076	-	-	428,857	0.1
	国・県配分	1	-	-	350	0.0
	小 計	4,107	4,438	1,494,676	1,442,487	0.2
合 計		60,778	114,773	33,537,267	709,314,575	100.0

※ 「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額。

※ 「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの。

※ 「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣もしくは県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの。

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(平成26年5月1日現在 単位:千円)

種 類	区 分	決定価格	課税標準額	
				うち公益事業等 特例分
市評価分	構 築 物	7,993,397	7,941,305	33,652
	機 械 及 び 装 置	21,354,179	20,701,441	631,643
	車 両 及 び 運 搬 具	101,584	101,584	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	6,262,711	6,261,031	2,662
	小 計	35,711,871	35,005,361	667,957
国 ・ 県 配 分		26,329,242	25,190,376	0
合 計		62,041,113	60,195,737	667,957

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

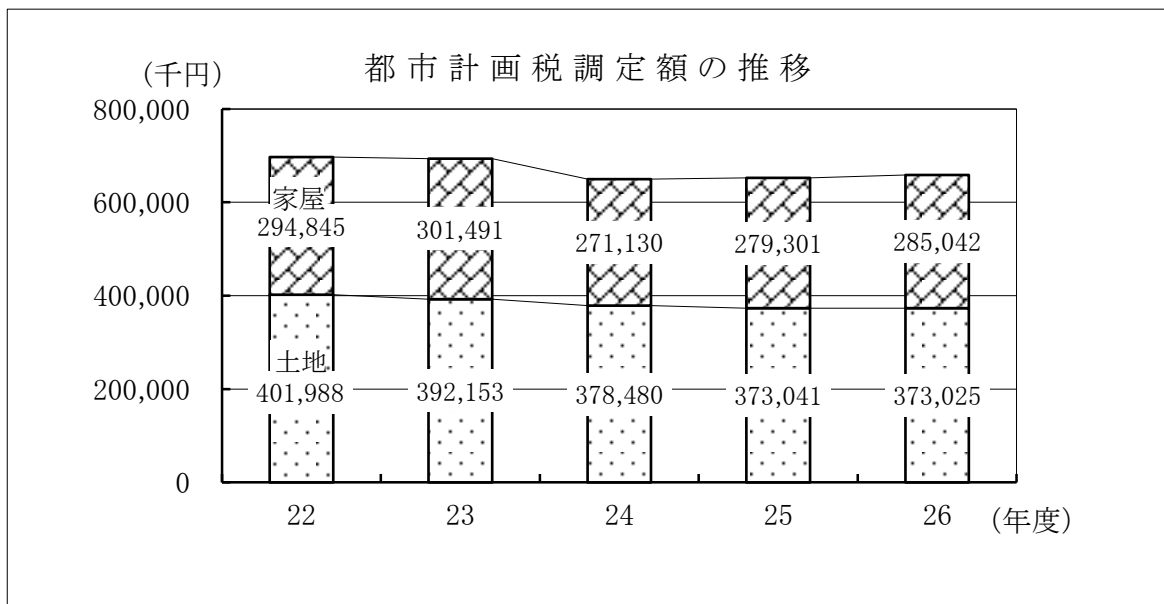
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	22	23	24	25	26
個人	38,357	38,723	39,020	39,370	39,718
法人	1,028	1,024	1,015	1,013	1,024
合計	39,385	39,747	40,035	40,383	40,742

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	22	23	24	25	26
土地	401,988	392,153	378,480	373,041	373,025
家屋	294,845	301,491	271,130	279,301	285,042
合計	696,833	693,644	649,610	652,342	658,067



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(平成26年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	18,713	28,844	6,819,000	384,588,343	72.9
家屋	22,029	20,852	3,719,978	142,971,817	27.1
合計	40,742	49,696	10,538,978	527,560,160	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(平成26年5月1日現在 非課税免税点未満含む)

区 分		筆 数	地 積	決定価格
地 目		(筆)	(㎡)	(千円)
田		8,615	6,971,629	1,320,186
畑		10,944	6,586,298	13,140,577
宅 地	住 宅 用 地	47,916	8,265,165	312,803,689
	非 住 宅 用 地	2,870	1,993,763	73,750,296
	小 計	50,786	10,258,928	386,553,985
池	沼	59	47,815	28,301
山	林	1,682	1,242,484	1,042,469
原	野	1,466	686,384	43,644
雑	種 地	7,224	2,459,310	59,165,880
その他(公衆用道路等)		49,503	12,717,152	423
合 計		130,279	40,970,000	461,295,465

(10) 木造家屋・種類別集計表

(平成26年5月1日現在 非課税免税点未満含む)

区 分		棟 数	床面積	決定価格
地 目		(棟)	(㎡)	(千円)
住 宅	専 用	20,714	2,228,776	67,561,577
	共 同	639	133,910	3,551,870
	併 用	931	118,374	2,057,529
	小 計	22,284	2,481,060	73,170,976
農 家 住 宅		369	50,283	69,687
旅館・料亭・待合・ホテル		10	588	5,869
事務所・銀行・店舗		292	25,943	588,219
劇場・映画館・病院		26	4,051	162,711
工 場 ・ 倉 庫		244	19,933	144,705
土 蔵		525	11,119	39,135
附 属 家		2,598	117,065	524,277
合 計		26,348	2,710,042	74,705,579

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(平成26年5月1日現在 非課税・免税点未満含む)

種 類 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	627	278,723	13,636,629
住宅・共同住宅	3,769	1,358,012	60,835,953
ホテル・病院	40	56,981	4,817,278
工場・倉庫・市場	1,407	718,809	27,942,286
その他	1,789	154,442	3,611,065
合 計	7,632	2,566,967	110,843,211

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		22	23	24	25	26
木 造	新 築	507	467	410	326	391
	増 築	10	14	5	7	10
	小 計	517	481	415	333	401
木 造 以 外	新 築	109	96	106	222	107
	増 築	5	5	9	3	1
	小 計	114	101	115	225	108
合 計	新 築	616	563	516	548	498
	増 築	15	19	14	10	11
	計	631	582	530	558	509

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		22	23	24	25	26
木 造		216	205	207	230	274
木 造 以 外		52	43	75	47	79
合 計		268	248	282	277	353

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(平成26年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
財務省関東財務局	358,553	76,463	1,070
埼玉県都市整備部	1,046,319	315,935	4,423
埼玉県総務部	145,555	33,159	464
国土交通省 関東地方整備局	418,688	100,911	1,413
合計	1,969,115	526,468	7,370

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの(宿舍等)について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金。

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(平成26年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	山口昌孝	平成25年4月1日～平成27年3月19日
委員長職務代理者	鈴木曄	平成24年3月20日～平成27年3月19日
委員	本田実	平成24年3月20日～平成27年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

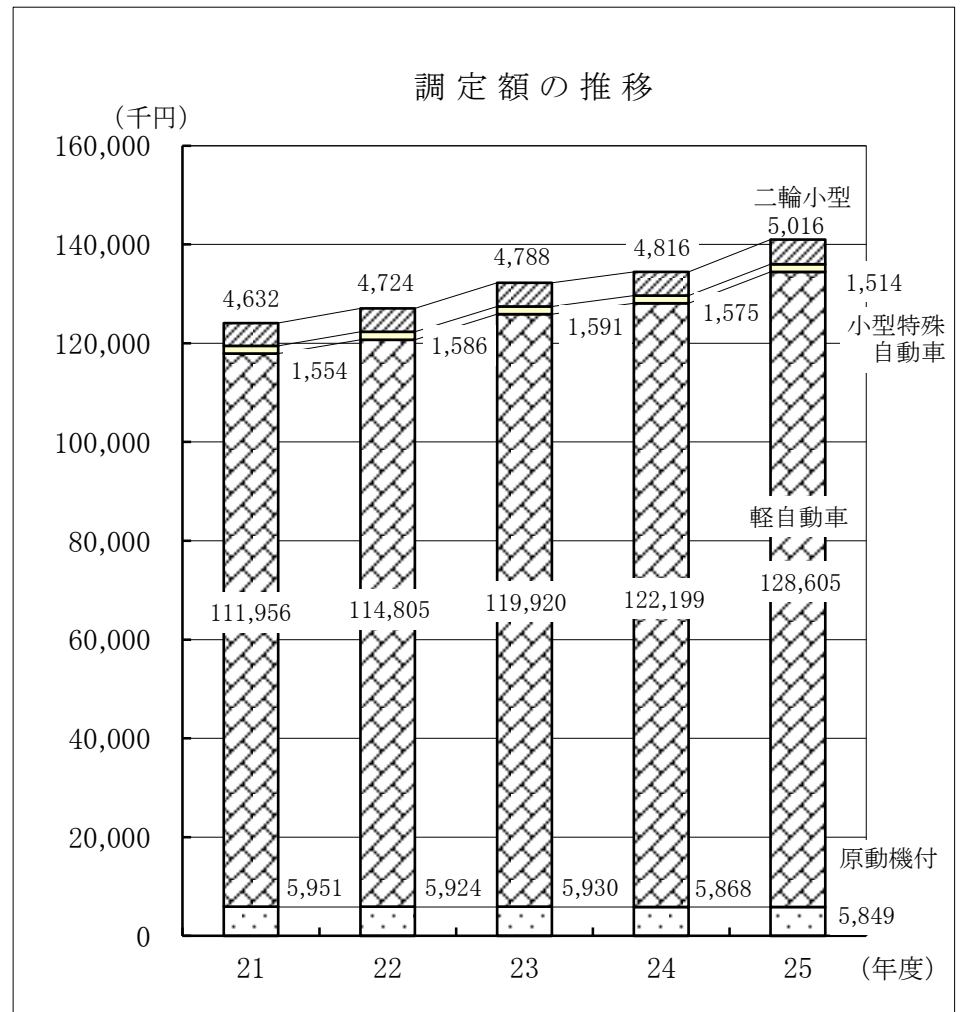
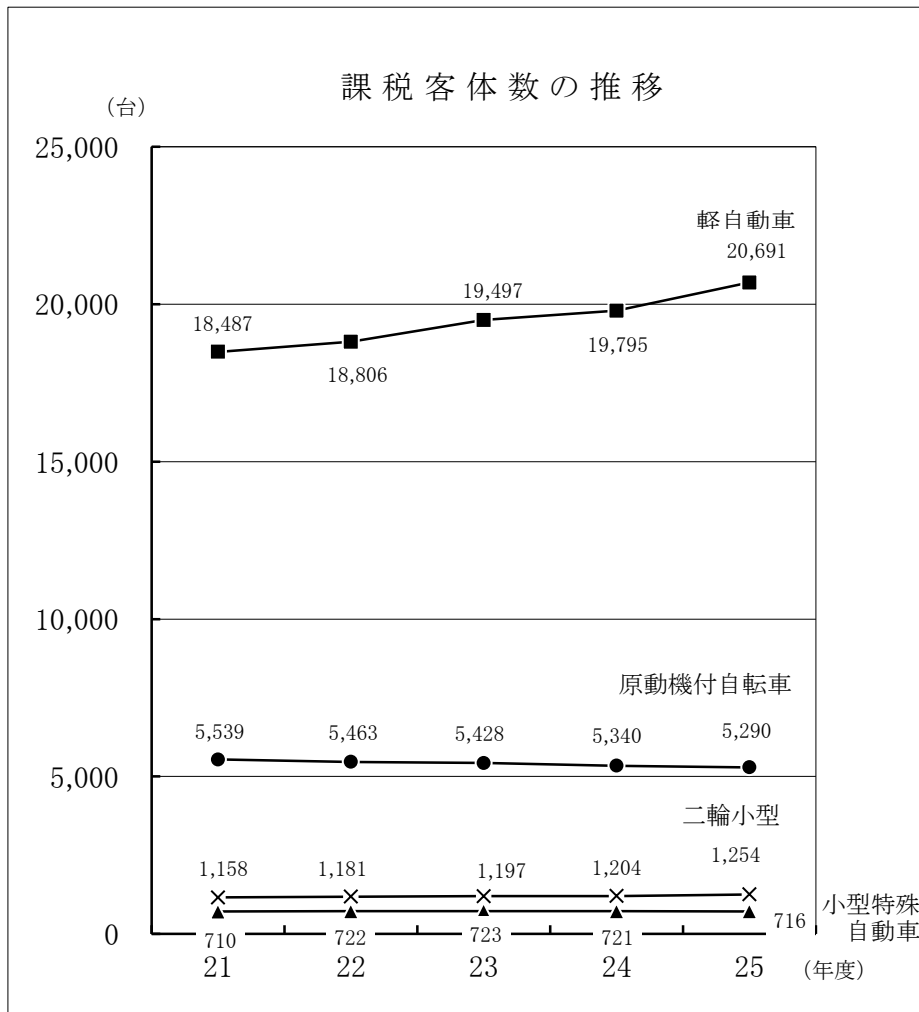
固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会。

4. 諸 税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

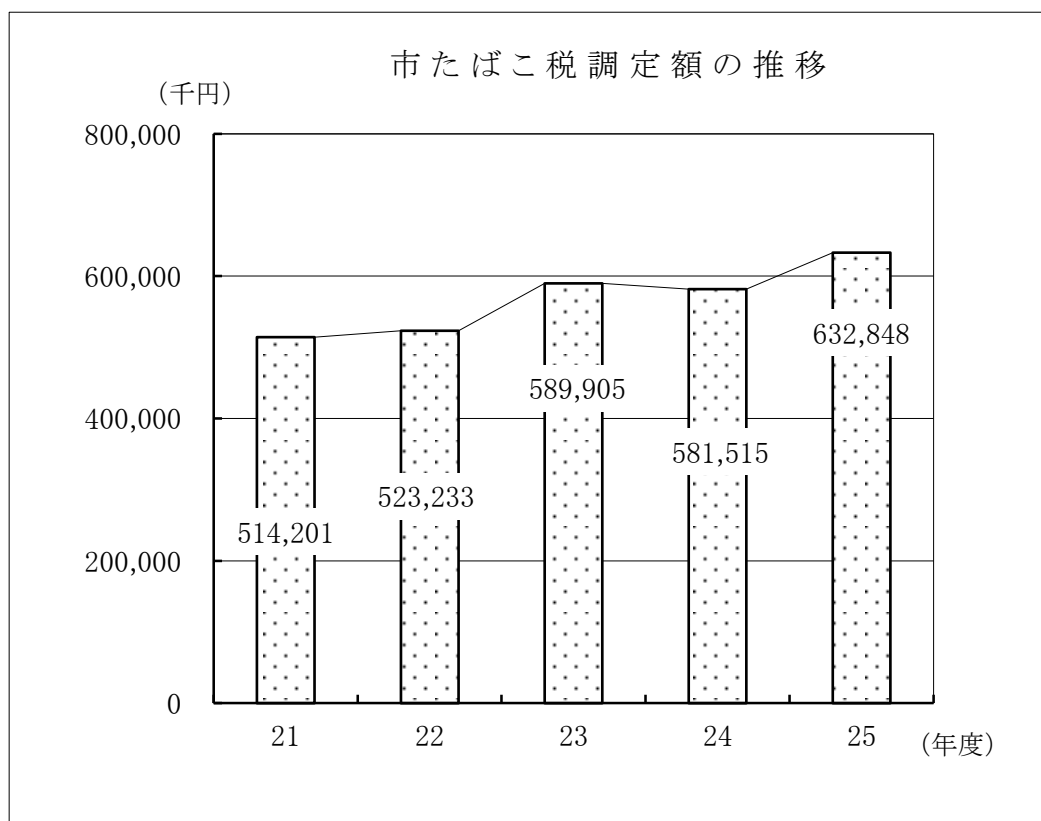
種別		年度		21		22		23		24		25		税率
		区分		台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	
原動機付自転車	50cc以下		4,702	4,702	4,578	4,578	4,478	4,478	4,353	4,353	4,258	4,258	1,000	
	90cc以下		337	404	290	348	290	348	283	340	267	320	1,200	
	125cc以下		450	720	544	870	607	971	650	1,040	713	1,141	1,600	
	ミニカー		50	125	51	128	53	133	54	135	52	130	2,500	
	小計		5,539	5,951	5,463	5,924	5,428	5,930	5,340	5,868	5,290	5,849		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		1,285	3,084	1,248	2,995	1,235	2,964	1,222	2,933	1,234	2,962	2,400	
	三輪		1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	3,100	
	四輪	乗用	自家用	12,584	90,605	13,054	93,989	13,781	99,223	14,112	101,606	14,994	107,957	7,200
		乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
	四輪	貨物	自家用	4,413	17,652	4,309	17,236	4,290	17,160	4,277	17,108	4,297	17,188	4,000
		貨物	営業用	204	612	194	582	190	570	183	549	165	495	3,000
	小計		18,487	111,956	18,806	114,805	19,497	119,920	19,795	122,199	20,691	128,605		
小型特殊車	農耕作業用		575	920	583	933	583	933	585	936	597	955	1,600	
	その他		135	634	139	653	140	658	136	639	119	559	4,700	
	小計		710	1,554	722	1,586	723	1,591	721	1,575	716	1,514		
二輪の小型自動車		1,158	4,632	1,181	4,724	1,197	4,788	1,204	4,816	1,254	5,016	4,000		
合計		25,894	124,093	26,172	127,039	26,845	132,229	27,060	134,458	27,951	140,984			
前年比		103.2	104.6	101.1	102.4	102.6	104.1	100.8	101.7	103.3	104.9			

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		21	22	23	24	25
区分	調定額 (千円)	514,201	523,233	589,905	581,515	632,848
	対前年比 (%)	93.8	101.8	112.7	98.6	108.8
売渡本数 (千本)	旧3級品以外	156,722	148,639	129,861	128,475	124,240
	旧3級品	1,540	2,578	4,034	4,852	5,191
	対前年比 (%)	93.8	94.8	87.4	98.9	96.7
税率	旧3級品以外	平成15年7月1日から平成18年6月31日まで	2,977 円 / 千本			
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	3,298 円 / 千本			
		平成22年10月1日から平成25年3月31日	4,618 円 / 千本			
		平成25年4月1日から	5,262 円 / 千本			
	旧3級品	平成15年7月1日から平成18年6月31日まで	1,412 円 / 千本			
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	1,564 円 / 千本			
		平成22年10月1日から平成25年3月31日	2,190 円 / 千本			
		平成25年4月1日から	2,495 円 / 千本			



5. 徵 收

(1) 年度別市税決算額

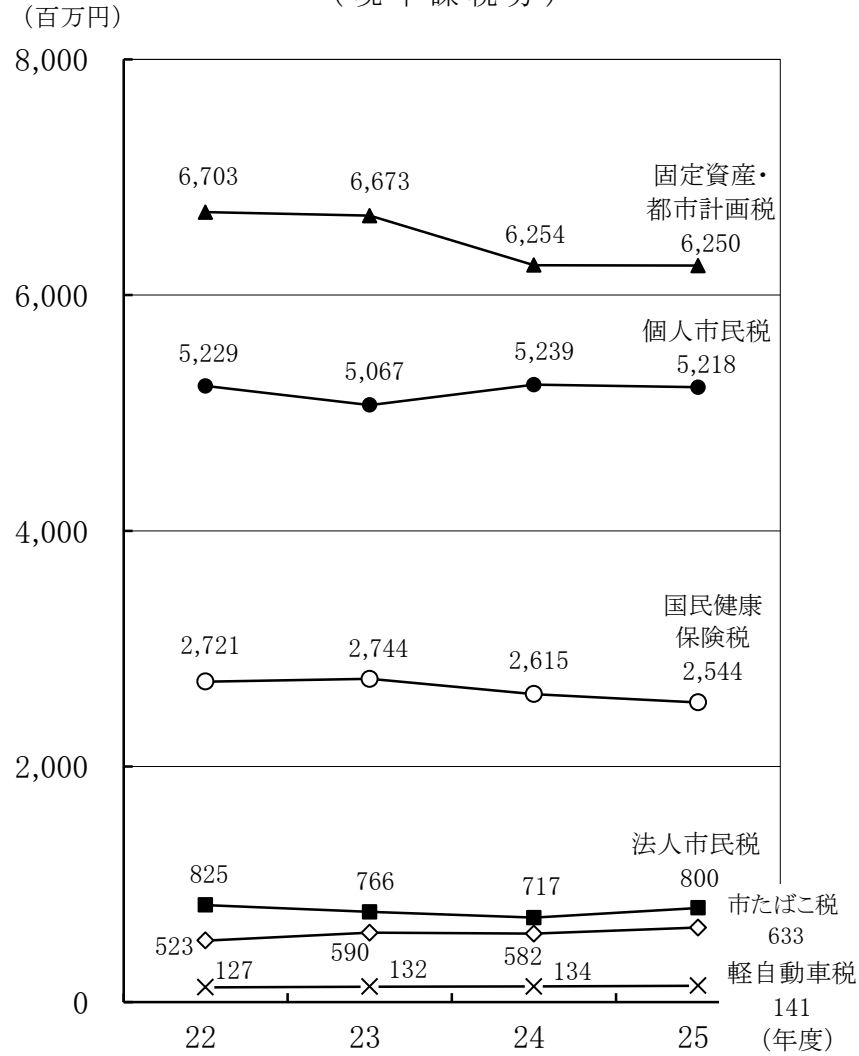
税目		22			23			24			25		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,229,051	5,053,889	96.7	5,067,158	4,927,039	97.2	5,239,278	5,085,705	97.1	5,218,232	5,078,266	97.3
	法人	825,232	818,955	99.2	766,165	761,715	99.4	717,188	711,330	99.2	799,815	796,210	99.5
	計	6,054,283	5,872,844	97.0	5,833,323	5,688,754	97.5	5,956,466	5,797,035	97.3	6,018,047	5,874,476	97.6
固定資産税	固定資産税	5,995,706	5,884,238	98.1	5,969,210	5,829,380	97.7	5,595,017	5,493,062	98.2	5,590,536	5,492,663	98.2
	交付金及び 納付金	10,121	10,121	100.0	10,121	10,121	100.0	9,169	9,169	100.0	7,475	7,475	100.0
	計	6,005,827	5,894,359	98.1	5,979,331	5,839,501	97.7	5,604,186	5,502,231	98.2	5,598,011	5,500,138	98.3
軽自動車税		127,039	122,851	96.7	132,229	128,358	97.1	134,458	130,539	97.1	140,984	137,291	97.4
市たばこ税		523,233	523,233	100.0	589,906	589,906	100.0	581,515	581,515	100.0	632,848	632,848	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		697,036	684,077	98.1	693,202	677,022	97.7	649,604	637,765	98.2	652,435	641,013	98.2
小計		13,407,418	13,097,364	97.7	13,227,991	12,923,541	97.7	12,926,229	12,649,085	97.9	13,042,325	12,785,766	98.0
滞納繰越分		1,598,224	270,847	16.9	1,455,094	239,099	16.4	1,427,388	225,753	15.8	1,382,666	289,105	20.9
合計		15,005,642	13,368,211	89.1	14,683,085	13,162,640	89.6	14,353,617	12,874,838	89.7	14,424,991	13,074,871	90.6
国民健康保険税		2,720,897	2,345,615	86.2	2,744,470	2,378,237	86.7	2,615,166	2,281,288	87.2	2,544,489	2,245,631	88.3
滞納繰越分		2,065,887	260,780	12.6	2,046,243	229,066	11.2	2,065,507	246,521	11.9	1,912,721	239,076	12.5
合計		4,786,784	2,606,395	54.4	4,790,713	2,607,303	54.4	4,680,673	2,527,809	54.0	4,457,210	2,484,707	55.7

※ 「調定額」

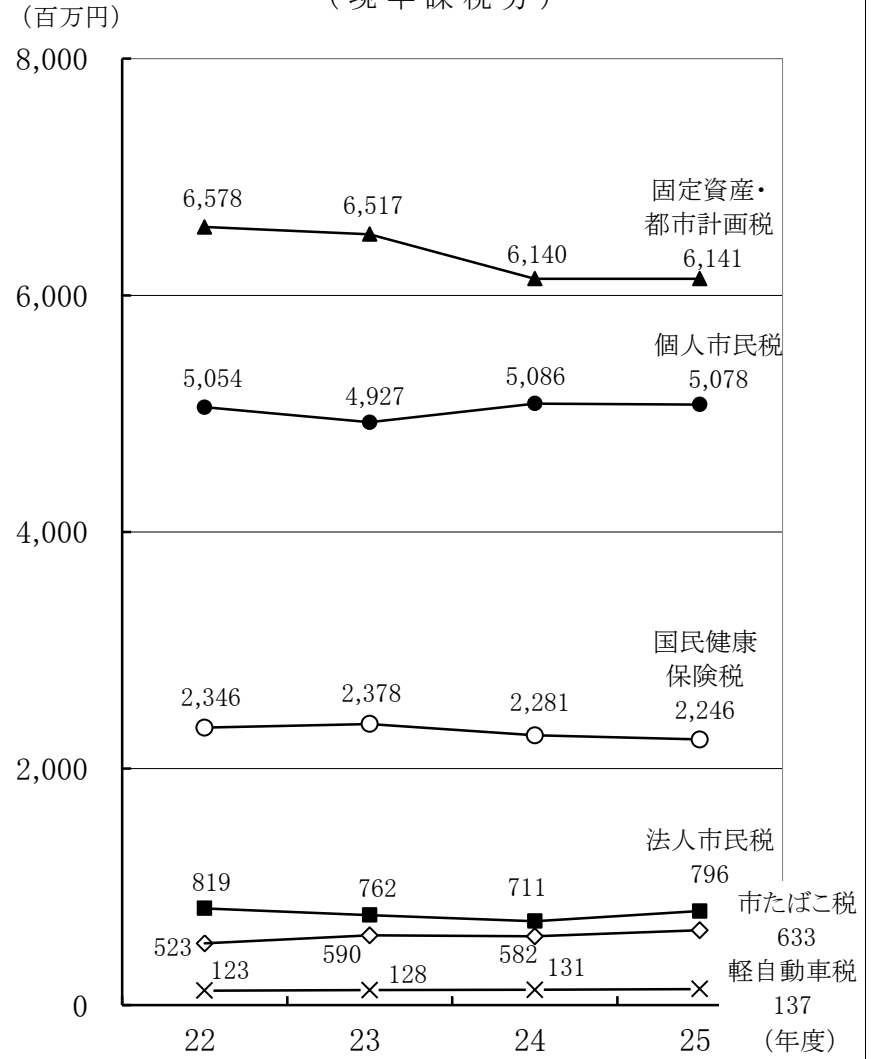
各税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移

各税目の調定額の推移
(現年課税分)

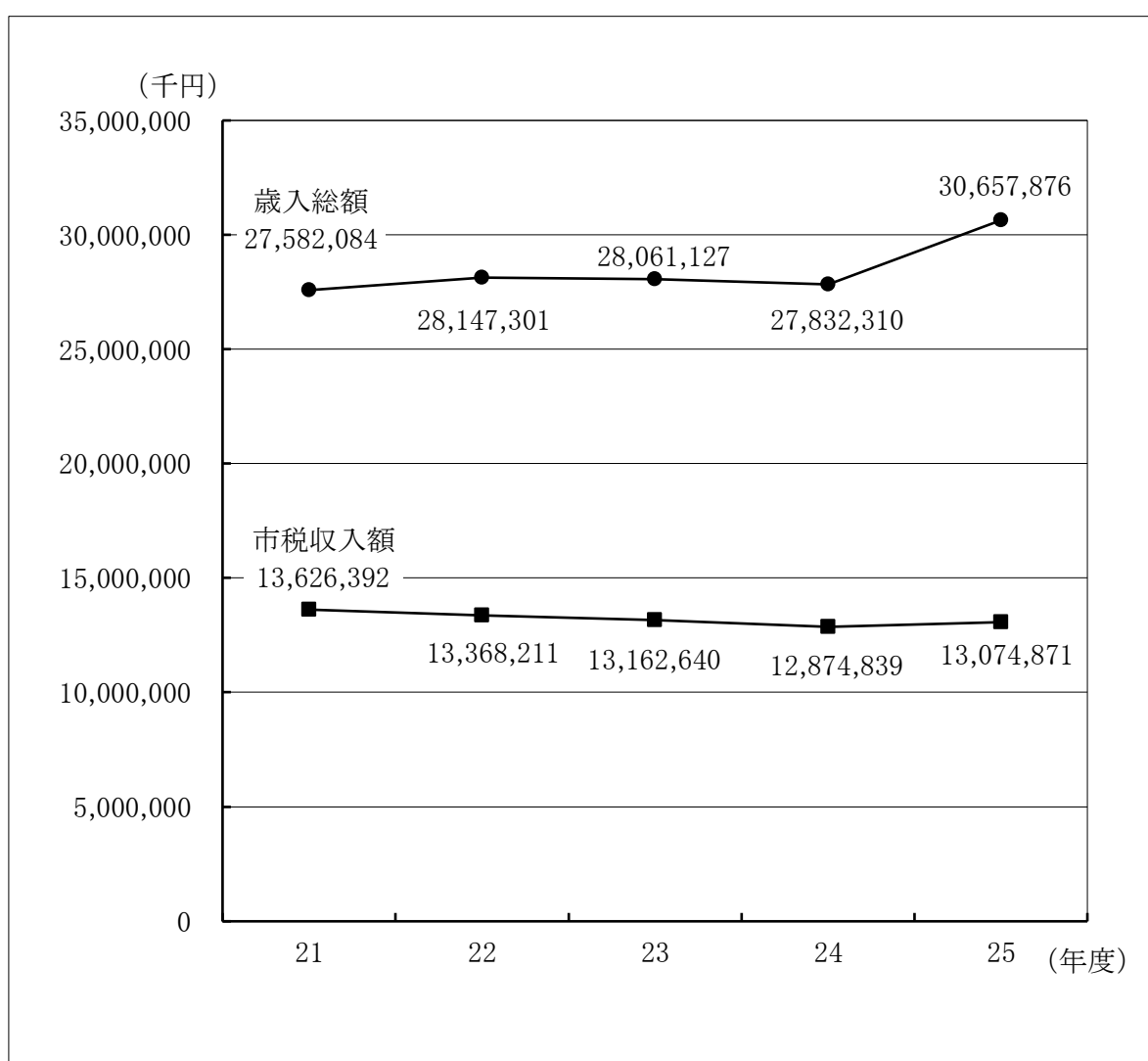


各税目の収入済額の推移
(現年課税分)



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

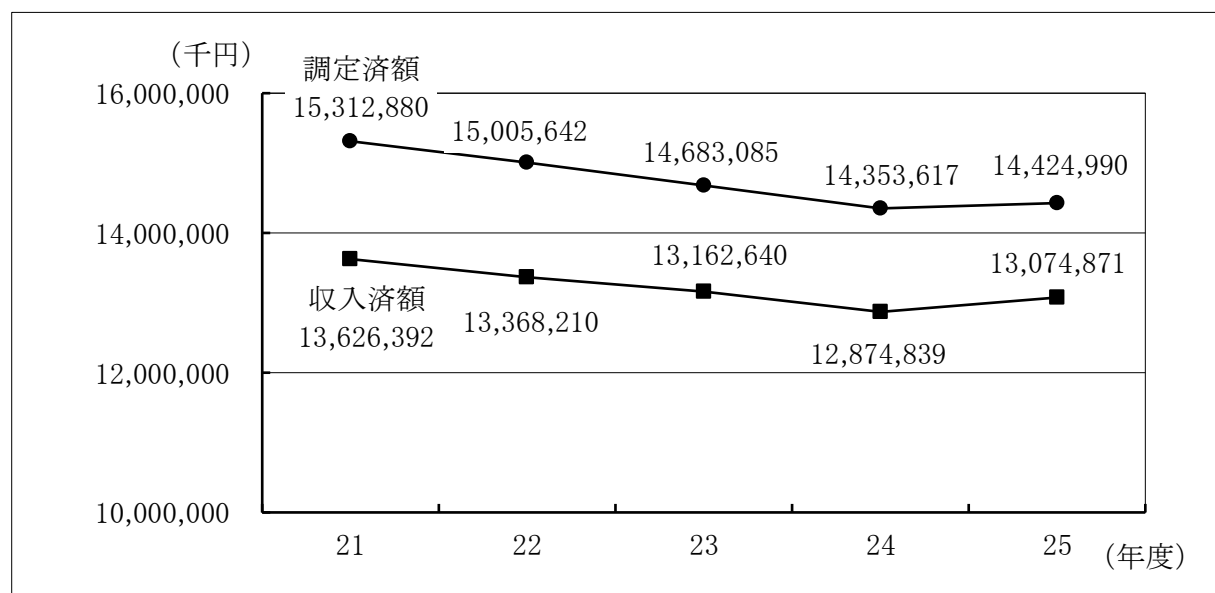
年度 区分	21	22	23	24	25
歳入総額 (A) (千円)	27,582,084	28,147,301	28,061,127	27,832,310	30,657,876
市税収入額 (B) (千円)	13,626,392	13,368,211	13,162,640	12,874,839	13,074,871
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	49.4	47.5	46.9	46.3	42.6



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

年度		21	22	23	24	25
区分						
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,769,746	13,407,418	13,227,991	12,926,229	13,042,325
	滞納繰越分 B (千円)	1,543,134	1,598,224	1,455,094	1,427,388	1,382,665
	合 計 C (千円)	15,312,880	15,005,642	14,683,085	14,353,617	14,424,990
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	13,414,190	13,097,363	12,923,541	12,649,086	12,785,766
	滞納繰越分 F (千円)	212,202	270,847	239,099	225,753	289,105
	合 計 G (千円)	13,626,392	13,368,210	13,162,640	12,874,839	13,074,871
不納欠損額 H (千円)		86,706	180,828	91,499	95,230	166,698
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		1,599,782	1,456,604	1,428,946	1,383,548	1,183,421
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	97.4	97.7	97.7	97.9	98.0
	滞納繰越分 (F/B) (%)	13.8	16.9	16.4	15.8	20.9
	合 計 (G/C) (%)	89.0	89.1	89.6	89.7	90.6

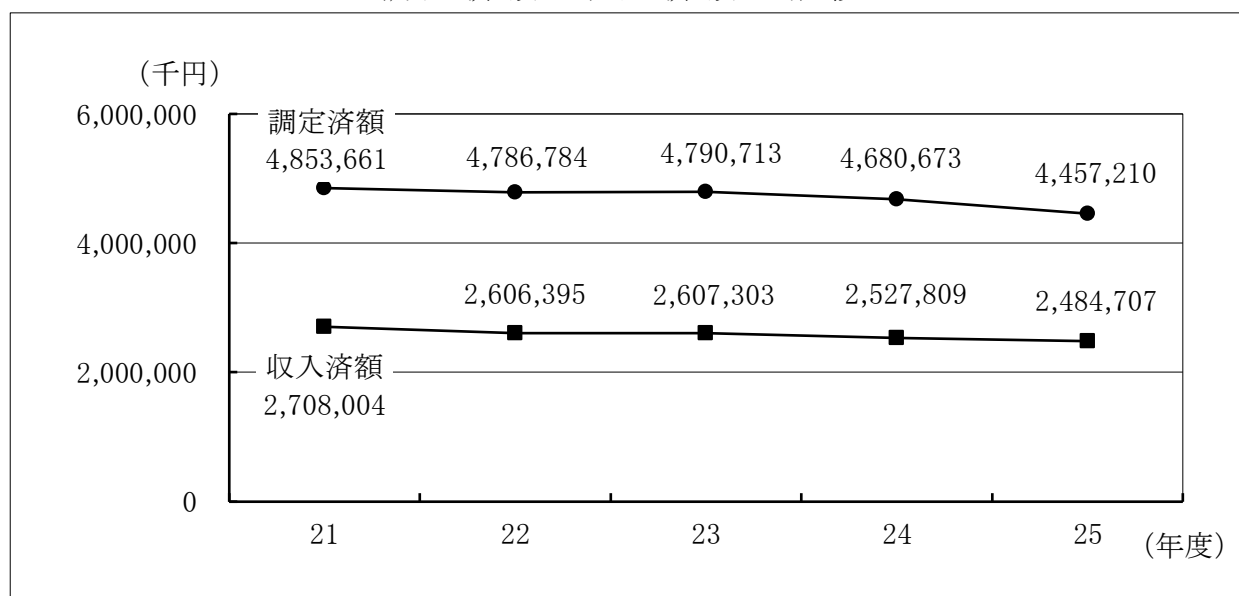
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		年 度				
		21	22	23	24	25
調定済額	現年度課税分 A (千円)	2,902,172	2,720,897	2,744,470	2,615,166	2,544,489
	滞納繰越分 B (千円)	1,951,489	2,065,887	2,046,243	2,065,507	1,912,721
	合 計 C (千円)	4,853,661	4,786,784	4,790,713	4,680,673	4,457,210
収入済額	現年度課税分 D (千円)	2,452,038	2,345,615	2,378,237	2,281,288	2,245,631
	滞納繰越分 E (千円)	255,966	260,780	229,066	246,521	239,076
	合 計 F (千円)	2,708,004	2,606,395	2,607,303	2,527,809	2,484,707
不納欠損額 G (千円)		63,837	120,087	104,063	226,614	371,871
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		2,081,820	2,060,302	2,079,347	1,926,250	1,600,632
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	84.5	86.2	86.7	87.2	88.3
	滞納繰越分 (E/B) (%)	13.1	12.6	11.2	11.9	12.5
	合 計 (F/C) (%)	55.8	54.4	54.4	54.0	55.7

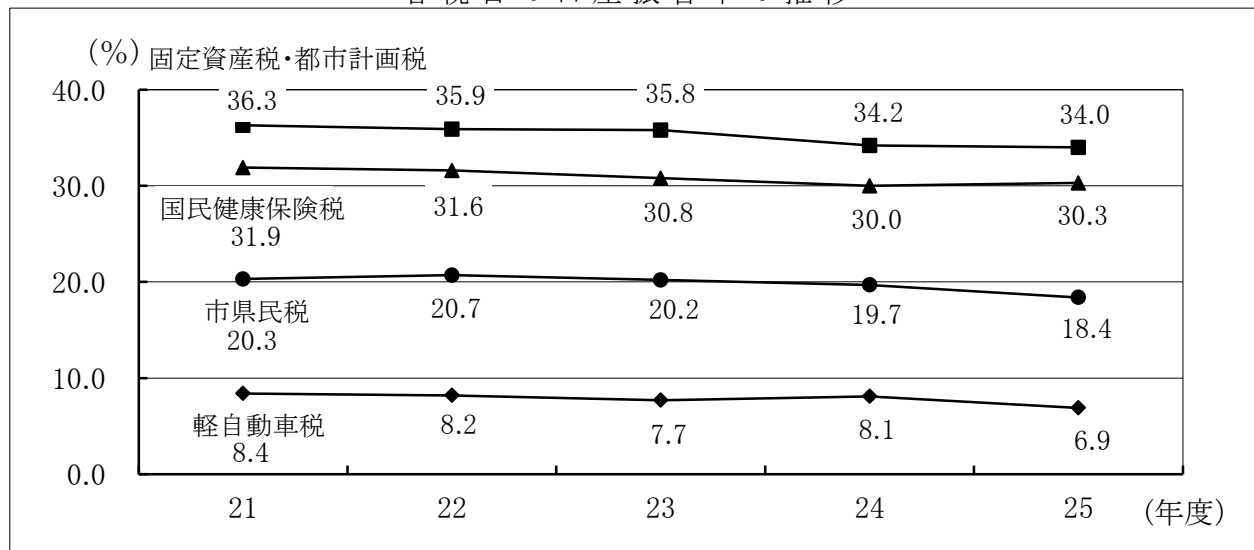
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		21	22	23	24	25
納税義務者 (人)	市 県 民 税	19,843	18,238	17,799	19,722	16,963
	固定資産税・都市計画税	34,514	35,162	35,487	36,752	36,145
	軽自動車税	25,867	26,172	26,843	27,060	27,951
	国民健康保険税	14,091	14,079	13,145	14,075	13,107
	合 計	94,315	93,651	93,274	97,609	94,166
振替件数 (件)	市 県 民 税	4,029	3,775	3,602	3,885	3,127
	固定資産税・都市計画税	12,544	12,623	12,687	12,579	12,287
	軽自動車税	2,162	2,146	2,062	2,192	1,940
	国民健康保険税	4,498	4,448	4,053	4,227	3,973
	合 計	23,233	22,992	22,404	22,883	21,327
振替加入率 (%)	市 県 民 税	20.3	20.7	20.2	19.7	18.4
	固定資産税・都市計画税	36.3	35.9	35.8	34.2	34.0
	軽自動車税	8.4	8.2	7.7	8.1	6.9
	国民健康保険税	31.9	31.6	30.8	30.0	30.3
	合 計	24.6	24.6	24.0	23.4	22.6

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		21	22	23	24	25
市・県民税	件数 (件)	15,294	16,962	18,085	18,516	21,436
	金額 (千円)	378,325	351,273	395,750	422,322	481,933
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	15,850	17,465	22,211	24,017	27,411
	金額 (千円)	279,307	338,624	416,094	421,195	484,499
軽自動車税	件数 (件)	8,225	9,179	9,778	10,661	12,034
	金額 (千円)	40,909	46,013	49,636	54,583	61,329
国民健康保険税	件数 (件)	18,317	19,465	21,728	23,132	25,803
	金額 (千円)	306,789	316,886	329,761	324,646	372,783
合計	件数 (件)	57,686	63,071	71,802	76,326	86,684
	金額 (千円)	1,005,330	1,052,796	1,191,241	1,222,746	1,400,544

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		21	22	23	24	25
動産または電話債券	件数 (件)	0	0	1	1	0
	税額 (千円)	0	0	168	60	0
債権	件数 (件)	325	423	658	328	256
	税額 (千円)	177,891	584,305	335,037	287,952	112,530
不動産	件数 (件)	23	14	12	7	38
	税額 (千円)	25,499	21,953	3,717	3,018	77,611
合計	件数 (件)	348	437	671	336	294
	税額 (千円)	203,390	606,258	338,922	291,030	190,141

※平成19年度より参加差押を含まない。

(9) 督促状発付状況

種別	年度 区分	22			23			24			25						
		期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)		1	20,544	4,761	23.2	1	20,073	4,793	23.9	1	19,381	4,135	21.3	1	19,331	4,575	23.7
		2	17,940	4,471	24.9	2	17,606	4,443	25.2	2	17,004	3,766	22.1	2	16,905	4,486	26.5
		3	17,907	4,977	27.8	3	17,484	4,554	26.0	3	16,951	4,004	23.6	3	16,598	4,355	26.2
		4	18,217	4,568	25.1	4	17,799	4,380	24.6	4	17,175	3,920	22.8	4	16,963	4,266	25.1
		計	74,608	18,777	25.2	計	72,962	18,170	24.9	計	70,511	15,825	22.4	計	69,797	17,682	25.3
固定資産税 都市計画税		1	35,949	4,089	11.4	1	36,201	3,883	10.7	1	36,581	3,624	9.9	1	36,960	3,837	10.4
		2	35,155	4,687	13.3	2	35,471	4,579	12.9	2	35,778	3,630	10.1	2	36,142	3,942	10.9
		3	35,162	3,717	10.6	3	35,487	3,583	10.1	3	35,779	3,178	8.9	3	36,145	3,504	9.7
		4	35,159	3,829	10.9	4	35,483	3,723	10.5	4	35,774	3,298	9.2	4	36,145	3,614	10.0
		計	141,425	16,322	11.5	計	142,642	15,768	11.1	計	143,912	13,730	9.5	計	145,392	14,897	10.2
軽自動車税		全	26,162	4,248	16.2	全	26,843	4,075	15.2	全	27,060	4,183	15.5	全	27,935	4,048	14.5
国民健康 保険税		1	14,785	4,137	28.0	1	14,213	4,106	28.9	1	15,188	3,541	23.3	1	15,217	3,159	20.8
		2	14,810	3,967	26.8	2	14,126	3,945	27.9	2	15,124	3,465	22.9	2	15,110	3,514	23.3
		3	14,726	4,012	27.2	3	14,036	3,958	28.2	3	15,030	3,530	23.5	3	14,961	3,520	23.5
		4	14,017	3,946	28.2	4	13,324	3,757	28.2	4	14,156	3,251	23.0	4	13,969	3,351	24.0
		5	13,964	3,640	26.1	5	13,308	3,722	28.0	5	14,221	3,286	23.1	5	14,034	3,154	22.5
		6	13,988	3,702	26.5	6	13,309	3,601	27.1	6	14,166	3,185	22.5	6	13,985	3,330	23.8
		7	13,908	3,713	26.7	7	13,196	3,633	27.5	7	14,103	3,174	22.5	7	13,858	3,052	22.0
		8	13,906	3,665	26.4	8	13,155	3,629	27.6	8	14,063	3,143	22.3	8	13,867	2,967	21.4
		9	13,894	3,562	25.6	9	13,145	3,672	27.9	9	14,075	3,136	22.3	9	13,878	3,159	22.8
		計	127,998	34,344	26.8	計	121,812	34,023	27.9	計	130,126	29,711	22.8	計	128,879	29,206	22.7

※随時期、市県民税特別徴収及び法人市民税含まない。

6. そ の 他

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成26年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)		納期限 (平成26年度)																																				
市 民 税	個人	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しない者	均等割	<table border="1"> <tr> <td>市 民 税</td> <td>県 民 税</td> </tr> <tr> <td>年額 3,500 円</td> <td>年額 1,500 円</td> </tr> </table>	市 民 税	県 民 税	年額 3,500 円	年額 1,500 円	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 10月31日 第2期 9月1日 第4期 2月2日																																
		市 民 税	県 民 税																																						
	年額 3,500 円	年額 1,500 円																																							
所得割	<table border="1"> <tr> <td>市 民 税</td> <td>県 民 税</td> </tr> <tr> <td>6 %</td> <td>4 %</td> </tr> </table>	市 民 税	県 民 税	6 %	4 %	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は翌月10日までに納付)																																			
市 民 税	県 民 税																																								
6 %	4 %																																								
法人	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有 する法人 ○市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法 人 等 の 区 分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資 本</td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金</td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等</td> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">の 額</td> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>上記以外の法人</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)	資 本	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円	金	10億円を超える法人	50人以下	410,000円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円	等	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円	の 額	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円	1千万円以下の法人	50人超	120,000円			上記以外の法人	50人以下	50,000円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)																																						
資 本	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																						
	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円																																						
金	10億円を超える法人	50人以下	410,000円																																						
	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円																																						
等	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円																																						
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円																																						
の 額	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円																																						
	1千万円以下の法人	50人超	120,000円																																						
		上記以外の法人	50人以下	50,000円																																					
法人税割	<table border="1"> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超える法人又は 法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3%</td> </tr> </table>	資本金等の額が1億円を超える法人又は 法人税額が年400万円を超える法人	14.7%	上記以外の法人	12.3%																																				
資本金等の額が1億円を超える法人又は 法人税額が年400万円を超える法人	14.7%																																								
上記以外の法人	12.3%																																								
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">1.4%</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td></td> </tr> </table>	土 地	1.4%	家 屋	償却資産		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	免 税 点		土 地	300,000円	家 屋	200,000円	償却資産	1,500,000円	第1期 6月2日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 3月2日																								
土 地	1.4%																																								
家 屋																																									
償却資産																																									
免 税 点																																									
土 地	300,000円																																								
家 屋	200,000円																																								
償却資産	1,500,000円																																								
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">0.2%</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> </tr> </table>	土 地	0.2%	家 屋																																				
土 地	0.2%																																								
家 屋																																									

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成26年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (平成26年度)																																											
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪のもの(側車付を含む)</td> <td rowspan="2">2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車(ボートトレーラー等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	1,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	1,200 円	90ccを超え 125cc以下のもの	1,600 円	ミニカー	2,500 円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む)		2,400 円	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)		三輪のもの		3,100 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	自家用	7,200 円	貨物用	営業用	3,000 円	自家用	4,000 円	専ら雪上を走行するもの		2,400 円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	その他のもの	4,700 円	二輪の小型自動車		4,000 円	全 期 6 月 2 日
種 別		年 税 額																																												
原動機付自転車	50cc以下のもの	1,000 円																																												
	50ccを超え 90cc以下のもの	1,200 円																																												
	90ccを超え 125cc以下のもの	1,600 円																																												
	ミニカー	2,500 円																																												
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む)		2,400 円																																											
	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)																																													
	三輪のもの		3,100 円																																											
	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円																																										
			自家用	7,200 円																																										
		貨物用	営業用	3,000 円																																										
			自家用	4,000 円																																										
専ら雪上を走行するもの		2,400 円																																												
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円																																												
	その他のもの	4,700 円																																												
二輪の小型自動車		4,000 円																																												
市たばこ税	(納税義務者) ○卸売業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年3月31日まで</th> <th>平成25年4月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品以外の紙巻たばこ</td> <td>4,618 円 / 1,000 本</td> <td>5,262 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>2,190 円 / 1,000 本</td> <td>2,495 円 / 1,000 本</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から	旧3級品以外の紙巻たばこ	4,618 円 / 1,000 本	5,262 円 / 1,000 本	旧3級品の紙巻たばこ	2,190 円 / 1,000 本	2,495 円 / 1,000 本	当月分を翌月末までに申告納付																																		
	平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から																																												
旧3級品以外の紙巻たばこ	4,618 円 / 1,000 本	5,262 円 / 1,000 本																																												
旧3級品の紙巻たばこ	2,190 円 / 1,000 本	2,495 円 / 1,000 本																																												
国民健康保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>7.8%</td> <td>24,500 円</td> <td>510,000 円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7%</td> <td>4,500 円</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1.4%</td> <td>10,000 円</td> <td>120,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	年間限度額	医療保険分	7.8%	24,500 円	510,000 円	後期高齢者支援分	1.7%	4,500 円	140,000 円	介護納付金分	1.4%	10,000 円	120,000 円	第1期 7月31日 第2期 9月 1日 第3期 9月30日 第4期 10月31日 第5期 12月 1日 第6期 12月25日 第7期 2月 2日 第8期 3月 2日 第9期 3月31日																											
	所得割	均等割	年間限度額																																											
医療保険分	7.8%	24,500 円	510,000 円																																											
後期高齢者支援分	1.7%	4,500 円	140,000 円																																											
介護納付金分	1.4%	10,000 円	120,000 円																																											